

市議第9号

川嶋一生議長の不信任決議について

上記の議案を別紙のとおり各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和6年12月23日提出

提出者	各務原市議会議員	杉山元則
賛成者	〃	古川明美
賛成者	〃	波多野こうめ
賛成者	〃	永治明子

提案理由

去る12月11日、川嶋一生議長は、杉山元則議員の一般質問において、執行部が環境省の手引きを引用して答弁したことに対して、同じ手引きの続きの内容を引用して再質問したにもかかわらず、再質問を認めず、再質問を求める発言者に対して、「質問を止めますよ」と強い口調で発言し、議員の発言を止めたことは議長権限の濫用です。

憲法第21条には「言論の自由」が書かれており、議会は言論の府です。議会は行政をチェックするという大きな役割を持ち、議員は質問により、行政などを批判し、自己の意見を表明することができるのです。もしも言論の自由がなくなれば議員は、その職責を果たすことは、到底不可能になります。

この川嶋議長の行為は質問者の発言の権利や、市民の知る権利を奪ったことになり、今後もこのような議事整理が進められては、自由闊達な議論ができなくなり容認はできません。

よって、本市議会は、議長川嶋一生氏を信任しないことを決議します。

各務原市議会議長 川嶋一生様

川嶋一生議長の不信任決議

去る１２月１１日、杉山元則議員の一般質問において、執行部は環境省が発表した「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き（第２版）」を引用し「血液検査の結果をもって個人の健康影響を把握することは困難である」との見解から「血液検査は必要ない」と答弁しました。しかし、同文に続く環境省が示した見解「なお、PFOS 又は PFOA による健康影響を明らかにするために、疫学研究を行う上で血液検査を行うことも考えられるが、その際には、研究者の適切な関与のもと『人を対象とする生命科学・医療系研究に関する倫理指針』を遵守し、血液検査を含む疫学研究を科学的に評価可能な方法で実施する必要がある」という箇所には答弁で触れられなかったため、その部分の見解を尋ねる再質問をしたところ、川嶋議長は、執行部はしっかり答弁しており、再質問は許可できないと認めませんでした。

環境省の手引きを引用して執行部が答弁したことに対して、同じ手引きの続きの内容を引用して再質問しており認めないのはおかしいと再答弁を求めても、「質問を止めますよ」と強い口調で発言し、議員の発言を止めたことは議長権限の濫用です。質問者の意図を酌み取らず、議員の発言の権利を奪い、市民の知る権利をも奪った許されない行為であります。

憲法第２１条には「言論の自由」が書かれており、議会は言論の府です。議会は行政をチェックするという大きな役割を持ち、議員は質問により、行政などを批判し、自己の意見を表明することができるのです。もしも言論の自由がなくなれば議員は、その職責を果たすことは、到底不可能になります。

議員必携にある、議会の議長のあり方に関する原則（公正指導の原則）では、議長の立場は、基本的にはあくまでも中立的なものでなければならない。そして議長は、その職務遂行に当たっては、常に冷静に、しかも公平に、関係法規のほか、会議原則に則り議会の運営に万全を期さなければならない。ことに会議においては不偏不党、あくまでも公正に議事を指導すべきであるとあります。

この川嶋議長の行為は質問者の発言の権利や、市民の知る権利を奪ったことになり、今後もこのような議事整理が進められては、自由闊達な議論ができなくなり容認はできません。

よって、本市議会は、議長川嶋一生氏を信任しないことを決議します。

令和６年１２月２３日

岐阜県各務原市議会